

令和7年度 学校体育施設開放事業の推進について

1. 趣旨

地域住民の健康増進と豊かなコミュニティーづくりを目指し、学校教育に支障のない範囲において、学校体育施設の開放を行うものとする。

2. 事業対象

(1) 開放校

| | |
|--------------|---|
| 小学校 (14校) | 名張 蔵持 薦原 <u>比奈知</u> <u>美旗</u> <u>箕曲</u> <u>錦生赤目</u> 桔梗が丘 桔梗が丘南 桔梗が丘東 <u>つつじが丘</u> すずらん台 梅が丘 百合が丘 |
| 中学校 (5校) | 名張 赤目 桔梗 北 南 |

(2) 開放施設

- ①運動場：小学校全校（夜間照明設置校 下線のある6校）
- ②体育館：小・中学校全校
- ③格技場：中学校全校

(3) 開放時間

- 小学校 ①月～金曜日：17時～21時
②土曜日：9時～21時
③日曜日：9時～21時
中学校 全ての曜日：19時～21時

令和7年度より土曜日の午前
(9～12時)も開放時間に追加。

3. 事業期間

令和7年6月1日～令和8年5月31日まで（※）

※令和7年12月29日～令和8年1月3日は除く。

※学校行事等により、利用休止となる場合あり

4. 利用手続き

(1) 登録

各学校の体育施設を計画的に利用しようとする団体は、「学校体育施設開放利用申請書兼許可書」、「学校体育施設開放利用団体登録申請書」及び「スポーツ安全保険加入依頼書（代表者控）のコピー」を令和7年3月31日（月）までにマツヤマSSKアリーナ（名張市総合体育館）へ提出してください。（年度ごとに登録が必要となります。）

(2) 調整会議

利用団体の利用日時等の調整を行うため、学校ごとに調整会議を行います。
(令和7年5月7日～16日（予定）)

(3) 登録証

名張市教育委員会は、利用日程の調整を受けた登録団体に登録証を発行します。

5. 電気料金の負担

体育館・運動場（夜間照明設置校のみ）・格技場において、照明を使用した場合は、その実費を使用団体は負担し、教育委員会が徴収を行います。

| | | | |
|---|---------------|-------|-----------------------------|
| } | 体育館：水銀灯 1 k w | 2 7 円 | |
| | LED | 3 0 分 | 3 0 円 |
| | 運動場： | 3 0 分 | 3 6 0 円（箕曲小学校は 1 k w 2 7 円） |
| | 格技場： | 1 時間 | 5 5 円 |

6. その他

(1) スポーツ安全保険の加入について

学校の体育施設を計画的に利用しようとする団体は、スポーツ安全保険に加入してください。

(2) 学校週 5 日制に係る学校体育施設の開放について

①小学校での施設開放について

休業日である土・日曜日の開放につきましては、登録団体が利用する計画開放とします。

②中学校での施設開放について

休業日である土・日曜日（9時～19時）は、部活動を含む学校教育や、学校週 5 日制に係る事業を優先するため計画開放は実施しません。

※名張市立名張中学校につきましては、土曜日の開放は行っておりません。

※名張市立桔梗が丘中学校につきましては、体育館 1 階でのボールトレーニングは禁止です。

(3) 利用についての注意

①施設の鍵については、利用登録許可団体に年間貸与しますので、責任をもって管理してください。紛失・破損等が生じたら早急に市民スポーツ室にご連絡下さい。また、このことに伴う復旧については、実費負担となります。

②各団体の備品については、施設利用時に持参していただき、利用終了後には、お持ち帰りください。

③各施設については、設備・備品の状況により競技種目に制限がありますのでご注意ください。詳しくは市民スポーツ室へお問い合わせください。

④前年度の実績にもとづき、利用が著しく少ない団体については、より多くの団体が利用できるよう、本会議内で、申請内容の一部または全部の取消をお願いする場合があります。

(4) 三重県ドクターヘリコプターについて

緊急時の救命救急のため、各学校運動場にドクターヘリが離着陸する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。